

規制化学物質一覧

(2017年9月1日発行)

以下を規制化学物質とする。

禁止化学物質 No.1～10 については RoHS 指令による規制がある。

梱包材については米国包装材重金属規制及び 94/62/EC (EU 包装・包装廃棄物指令) による規制があり、No.1～4 に関して他の部材と閾値が異なり「No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下」となる。

1-1 禁止化学物質

国内外の法規制および当社の自主規制により、製品、包装材への含有および製造工程で使用が禁止、あるいは上限が定められている化学物質。

No.	対象物質 (規制化学物質)	対象	規制値、閾値、摘要
1	カドミウム及びその化合物	梱包材	No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下
		電池	10ppm 未満
		表面処理、着色剤 プラスチック安定剤	75ppm 以下
		上記以外	100ppm 以下 (注1)
2	六価クロム化合物	梱包材	No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下
		上記以外	1000ppm 以下 (注1)
3	鉛及びその化合物	梱包材	No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下
		電池	40ppm 未満
		プラスチック樹脂(ゴム・フィルム含む)、塗料、インキ、顔料、染料	300ppm 未満
		上記以外	1000ppm 以下 (注1)
4	水銀及びその化合物	梱包材	No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下
		電池	1ppm 未満
		上記以外	1000ppm 以下 (注1)
5	ポリ臭化ジフェニル類 (PBB)	全て	1000ppm 以下 (注1)
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE)	全て	1000ppm 以下 (注1)
7	フタル酸ジブチル (DBP)	全て	1000ppm 以下 (注1)
8	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	全て	1000ppm 以下 (注1)
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	全て	1000ppm 以下 (注1)
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	全て	1000ppm 以下 (注1)
11	有機スズ化合物	全て	スズ換算重量比で 1000ppm 以下
12	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)	全て	50ppm 未満
13	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	全て	50ppm 未満
14	ポリ塩化ナフタレン (塩素数 1 以上)	全て	意図的含有禁止
15	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長 10～14 が対象)	全て	意図的含有禁止

1-1 禁止化学物質（続き）

No.	対象物質（規制化学物質）	対象	規制値、閾値、摘要
16	アスベスト(石綿)類	全て	意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下
17	オゾン層破壊物質	全て	意図的含有禁止
18	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS/PFOA 類)	全て	意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下
		表面処理、めっき、繊維素材	1 μg/ m ² 以下
19	パーフルオロオクタノ酸及びその塩 (PFOA/PFOA 類)	全て	意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下
		表面処理、めっき、繊維素材	1 μg/ m ² 以下
		化学品	10ppm
20	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	全て	意図的含有禁止
21	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	全て	0.1ppm 以下
22	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD 又は HBCDD）およびすべての主要ジアステレオ異性体	全て	意図的含有禁止かつ 100ppm 未満
23	放射性物質	全て	意図的含有
24	アゾ化合物（特定アミン含む）	全て	製品重量の 30ppm 以下
25	ホルムアルデヒド	プラスチック樹脂、繊維	75ppm 以下
		繊維版、合板等の木工製品	0.1ppm 以下（注2）
26	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物（BNST）	ゴム（タイヤを除く）への含有剤を除く全て	意図的含有
27	塩化コバルト	シリカゲル、乾燥剤	意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下
28	リン酸トリス(TCEP、TCPP、TDCPP)	全て	意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下
29	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	繊維および繊維製品	意図的含有

注 1) RoHS 指令に規定される適用除外項目に該当する含有は許される。ただし適用除外理由および使用部位、含有量を開示すること。

注 2) チャンバー法にて分析した場合、0.1ppm 以下であること

1-2 使用制限化学物質

閾値以上または意図的な含有がある場合はその含有量を報告するとともに、本物質の使用削減や代替を図ること。

No	対象物質（規制化学物質）	対象	規制値、閾値、摘要
30	ポリ塩化ビニル	全て	原則使用禁止とする。ただし、代替不可のためやむをえず含有する場合は含有量を開示する事。
31	塩素系有機洗浄剤	工程内の使用を含む全て	納入品への残留の有無にかかわらず、工程内で使用する場合は報告すること。可能な限り、代替化、削減に努めること。

1-3 監視化学物質

製品への含有量を把握し開示が求められる化学物質。

対象は禁止化学物質、使用制限化学物質をのぞく JAMP AIS の管理化学物質とする。

2 用語説明

用語	説明
均質材料	機械的にそれ以上分離できない素材をいう。 プラスチック、金属合金、ガラス、めっき、コーティング、ガラス繊維充填樹脂など。 塗装、印刷、めっきなどの単層材料、複層の場合にはそれぞれ単層ごとの状態。
閾 値	均質材料中に含まれる規制化学物質の最大許容質量含有率 (wt%) をいう。 質量含有率は均質材料の質量を分母とする。
意図的含有	規制対象化学物質を部品、原材料に対して性能向上、物性変更などを目的として使用するを言う。